

10万円(まんえん)の 特別定額給付金(とくべつていがくきゅうふきん)

大人(おとな)も、子どもも 日本政府(にほんせいふ)から 一人(ひとり)10万円(まんえん)が、もらえます。
5月から始(はじ)まる予定(よてい)です。

★もらえる人(ひと)は、以下(いか)の2つのことが 必要(ひつよう)です。

1 有効(ゆうこう)な「在留(ざいりゅう)カード」を持(も)っていること

基準日(きじゅんび)：2020年(ねん)4月(がつ)27日(にち)に持(も)っていること

2 「住民票(じゅうみんひょう)」を登録(とうろく)している人(ひと)

基準日(きじゅんび)：2020年(ねん)4月(がつ)27日(にち)に住民登録(じゅうみんとうろく)が
してあること

★注意(ちゅうい)

◎観光(かんこう)ビザの人(ひと)は、もらえません。

◎「在留(ざいりゅう)カード」があっても、「住民票(じゅうみんひょう)」を 登録(とうろく)してない人(ひと)は、
早く(はやく)役所(やくしょ)で 住民登録(じゅうみんとうろく)をしてください。(4月27日まで)

◎申請受付(しんせいうけつけ)は、郵送方式(ゆうそうほうしき)が始(はじ)まって、
3か月以内(さんかげつ いない)です。

=申請(しんせい)の方法(ほうほう)=

【郵送方式(ゆうそうほうしき)】

- ① 郵便(ゆうびん)で 世帯全員(せたいぜんいん)が書いてある書類(しよるい)が 送(おく)られてくる。
- ② 申請書類(しんせいしよるい)の準備(じゅんび)
 - ・お金(かね)を振(ふ)り込(こ)んでもらう銀行(ぎんこう)の口座番号(こうざばんごう)などを
書(か)いた書類(しよるい)
 - ・世帯主(せたいぬし)が本人(ほんにん)だと確認(かくにん)できる書類(しよるい)のコピー
〔 運転免許証(うんてんめんきょしょう)、パスポート、保険証(ほけんしょう) など 〕
- ③ 書類(しよるい)を 市区町村(しくちょうそん)の役所(やくしょ)に郵送(ゆうそう)する。
- ④ 世帯分(せたいぶん)のお金(かね)が 振(ふ)り込(こ)まれる。

【オンライン申請方式(しんせいほうしき)】

- ① オンラインで申請(しんせい)する。
- ② 振込先口座確認書類(ふりこみさきこうざかくにんしよるい)を送信(そうしん)する。
※マイナンバーカードを持(も)っている人(ひと)が申請(しんせい)できる。電子署名(でんししよめい)で
本人確認(ほんにんかくにん)をするので、本人確認書類(ほんにんかくにんしよるい)は、いらない。

【相談窓口 そうだんまどくち】 ★わからないときは、そうだんしましょう。

市区町村(しくちょうそん)の役所(やくしょ) 特別定額給付金(とくべつていがくきゅうふきん)担当(たんとう)

コールセンター ☎ 03-5638-5855 時間(じかん) 9:00~18:30 (土日どにち、祝日しゅくじつは なし)